

「れんけいレポート」

～地域連携室報告～

発行：河内長野市医師会地域連携室（まちのれんけい室）

令和2(2020)年11月・第61号

☆**在宅医療・介護連携推進事業における広域連携の推進のために！**

◇現在MCS(メディカル・ケア・ステーション)を使ってのクラウドシステム(多職種によるれんけいカフェグループの結成)への加入を募っております。加入の場合は、「FAX送信」に代わり、MCSによる情報提供を実施しています。MCSのお問合せ等は、地域連携室迄ご連絡下さい。

◇在宅医療・介護連携推進事業における(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村との広域連携の一環として、高齢者支援に関して、大阪市内の各医師会の在宅医療・介護連携相談支援室等との連携促進、「終活」における任意後見制度やACPの普及啓発のため、懇談を実施しました。訪問した相談支援室は、10月2日(金)此花区、10月9日(金)東成区・生野区(合同)、10月20日(火)阿倍野区、同淀川区です。また、関連して、もしバナゲーム、相続・遺言問題、地域包括支援センターとの連携なども話題に上りました。

◇12月23日(水)もミニれんけいカフェ(第3回)を下記の通り、地域連携室会議室にて開催します。各パートとも入れ替え制で、内容は同じです。資料配布と簡単な懇談の予定です。各々定員は約10名となります(定員超過の場合は抽選)。必要事項(氏名、医療機関・事業所名、資格、TEL、FAX、参加希望パート)を書いて、FAX(54-1567)やMCS、或いはTEL(54-1700)にて、12月18日(金)迄に地域連携室あてお申込み下さい。お申込みは、原則医療機関・事業所1名でお願いします。「参加証」の発行はありません。お断り等の場合は、ご連絡(FAX・TEL・MCS)を差し上げます。連絡がない場合は、当日お申込みの時間に、そのままお越し下さい。当日何か配布したい資料がありましたら、事前に地域連携室あてご連絡下さい。なお、当日は、マスクの着用はじめ、感染予防にご協力下さい。

(1)	パート1	要事前予約	12月23日(水)午後1時～1時40分	資料配布と懇談等
(2)	パート2	要事前予約	12月23日(水)午後2時～2時40分	資料配布と懇談等
(3)	パート3	要事前予約	12月23日(水)午後3時～3時40分	資料配布と懇談等
(4)	パート4	要事前予約	12月23日(水)午後4時～4時40分	資料配布と懇談等

□大阪家庭裁判所堺支部との懇談：(於・大阪家庭裁判所堺支部会議室・堺市堺区南瓦町2-28)

第5回目の懇談が9月29日(火)にあり、多職種連携研修会における講師の派遣依頼と開催内容の確認等(説明会後に個別相談会も実施)を行いました。この多職種連携研修会は、「成年後見制度における診断書・本人情報シート等伝達説明会」・「個別相談会」(2本立て)として、1月28日(木)午後2時から開催することになりました(於・ノバティホール)。また、当日、成年後見制度の概要説明などもあります。参加希望の場合は、地域連携室迄ご連絡下さい。なお、当日は、マスクの着用はじめ、感染予防にご協力下さい。

◇南河内おか病院内覧会：10月17日(土)開催(河内長野市木戸東町1番1号・0721-55-1221)

11月4日(水)の移転開院にさきがけて、内覧会がありました。新病院は、1階には外来診察室、2階には手術室・透析室があり、3階は一般病床・地域包括ケア病床、4階は障害者病棟になっています。

◇河内長野市市民保健部等との懇談：10月7日(水)・16日(金)・19日(月)・26日(月)に、業務等について話し合いました。10月26日(月)には、「おれんじチーム」のチーム員会議が開催されました。

☆各種マーク一覧(大阪市「福祉のあらまし」より)と第6号ブルーカード・ニュース(別紙)

■ご案内 ~コロナ禍で色々なことが起こっています!~

●大阪府「ひきこもり地域支援センター」:06-6697-2890(平日10:00~16:00、土日祝・年末年始除く)

●消費者庁・国民生活センター「消費者ホットライン」:0120-213-188か188(全国共通)

●国際交流財団「大阪府外国人情報コーナー」:英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語が可能で、06-6941-2297

・月曜日・金曜日(祝日除く)9:00~20:00、火曜日・水曜日・木曜日(祝日除く)9:00~17:30、第2・第4日曜日 13:00~17:00

◎「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」:大阪府警察本部は、オペレーターから高齢者に対して注意喚起の電話をかける事業を開始しました(平日9:00~17:00)。業務内容は次の通りです。

<目的>キヤッキュカードを狙った預貯金詐欺など特殊詐欺の被害防止

<業務>高齢者への注意喚起→コールセンターから高齢者に電話がかかってきます(7月1日以降)。

<対象>捜査の過程で入手した名簿に載っていた高齢者などです

<コールセンターの電話番号>06-6123-7642←この番号は、周りの高齢者の方にお伝え下さい。

<担当>大阪府警察本部府民安全対策課特殊詐欺対策第一係(06-6943-1234 内線34443・34444)

◇ミニトーク(懇談)からあれこれ ～ちょっとした立ち話や何気ない話から～

(1)ACPと任意後見に関する懇談(9月27日・日):2人のケアマネジャーの方と話をしました。任意後見における死後事務委任契約の有用性(法定後見では死後事務委任はない)を改めて確認しました。また、悪質な「囲い屋」の実情や実態(生活保護費のピンハネ)等の情報提供を受けました。

(2)介護施設に関する懇談(9月28日・月):元NPO法人の役員の方と話をしました。義母の病気、ケガ、認知能力の低下、施設入所に至る経緯の吐露があり、自立していることの重要性を改めて再認識しました。

(3)高齢者の怪我に関する懇談(10月5日・月):看護師の方と話をしました。高齢者の怪我、特に骨折は、QOLの著しい低下を招く原因にもなりかねないので、改めて、注意が必要との認識で一致しました。

(4)成年後見に関する懇談(10月9日・金):大阪市内の包括職員の方と話をしました。「高齢者には後見は重要。身近に相談できる行政書士さんらがいれば有難い。包括必置の職種に入ってほしい位」とのことでした。

(5)特殊詐欺に関する懇談(10月22日・木):刑事の方と話をしました。フィッシング詐欺被害も多発しており、「知らないショートメールには要注意。絶対開けないこと」との注意を受けました。

◇河内長野市ケアネットワーク会議ケアマネ部会:9月24日(木)開催 ZOOM

新ケアプランセンターの紹介、河内長野市役所の連絡等がありました。本会からは、ミニれんけいカフェや多職種連携研修会の案内、「れんけいカフェグループ」MCS加入の勧誘等を行いました。

◇新型コロナウイルス感染症対策講演会:9月24日(木)開催 <オレンジ荘主催> ZOOM

「介護福祉施設における備え」をテーマに行われました。北海道医療大学看護福祉学研究科の石角看護師から、クラスター発生現場の状況報告があり、今後の感染防止の方法についてアドバイスがありました。

◇河内長野警察署運転者講習会:9月26日(土)開催(於・河内長野市立市民交流センター<キックス>)

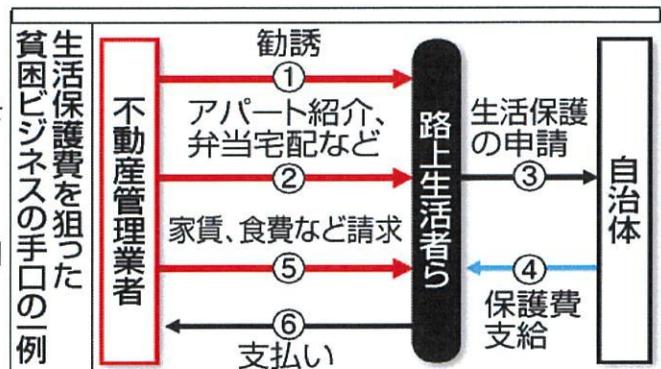
秋の全国交通安全運動に伴う講習会(資料配布)が河内長野市各所で開催されました。啓発のポイントは、交差点・自転車事故の防止、ながら運転・あおり運転の啓発(注意)などが挙げられ、ドライブレコーダーの取り付けを推奨されていました。なお、運転免許の更新には、オンライン予約が必要になっています。

◇河内長野市訪問看護ステーション連絡会:10月8日(木)開催(於・河内長野市医師会館3階会議室)

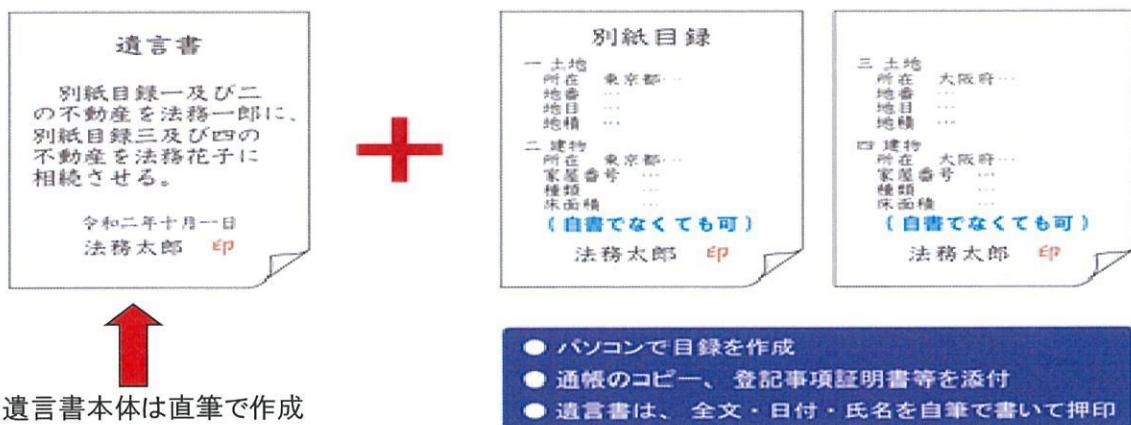
本会から、ミニれんけいカフェや多職種連携研修会の案内、「れんけいカフェグループ」MCS加入の勧誘等を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見交換等がありました。

☆【Topics】

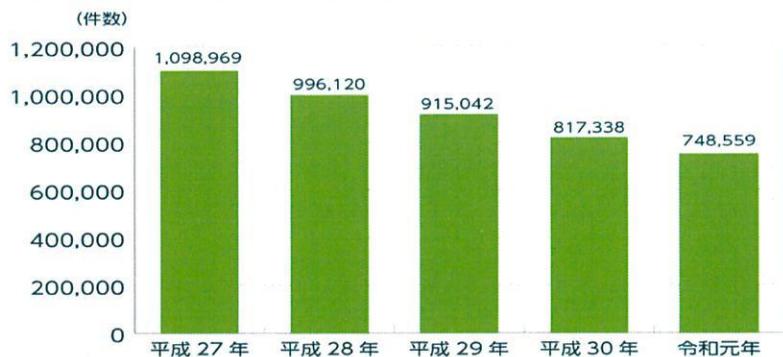
○「囮い屋」:貧困ビジネスの一つで、ホームレスや出所したばかり人間に住居を与え、生活保護を受給させ、その中の大半を、家賃や食費などとして搾取(ピンハネ)する悪質業者のことです。彼らは、公園を「釣り堀」と呼び、多くのホームレスを囮い込んでいる実態があります。ある調査では、平均して月額12万円の保護費のうち、家賃や食費などで10万円を差し引かれていた実態が明らかになっています。



○「自筆証書遺言書保管制度」:法務局による本制度がスタートしました。従来、直筆で書いた自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認(内容確認手続き)が必要でしたが、この制度を利用すれば不要です。また、偽造、改ざん、紛失の防止にも役立ちます。遺言書の保管申請手数料は3,900円です。



○「刑法犯の認知件数」:下記の認知件数は減少を続けており、平成27(2017)年の約110万件に対して、令和元(2019)年は約75万件となっています。空き巣、自動車盗、ひったくりなどを含む「窃盗犯」が最も減少しています。一方、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺は、令和元(2019)年は約16,900件、被害額約316億円と、依然として高い水準で発生しています。



☆河内長野市医師会地域連携室 <TEL: 54-1700 FAX: 54-1567>

(まちのれんけい室)

<メールアドレス: chiikirenkei4@kawachinagano-ishikai.com>



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

(関連機関) 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

(関連機関) 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいのある方は外見からは分からぬいため、聴覚障がいへの理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。

(関連機関) 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できることとなっています。

(関連機関) 厚生労働省 社会・援護局 自立支援振興室



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

(関連機関) 公益社団法人 日本オストミー協会



ハート・プラスマーク

身体内部に障がいがある方を示す、国内で使用されているマークです。

内部障がい(心臓・呼吸機能・じん臓・膀胱・直腸・小腸・免疫機能)のある方は外見からは分かりにくいため、内部障がいへの理解と配慮を求めているものです。

(関連機関) 特定非営利法人 ハート・プラスの会



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されました。

(関連機関) 東京都 福祉保健局 障害者施策推進部



子ども車いすマーク(小児用介助型車いすマーク)

病気や障がいのある子どもが利用する「子ども車いす」は、外観ではベビーカーと判別しにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

(関連機関) 一般社団法人 mina family



身体障がい者標識(左)・聴覚障がい者標識(右)

肢体不自由・聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せ等を行った場合には、道路交通法違反になります。

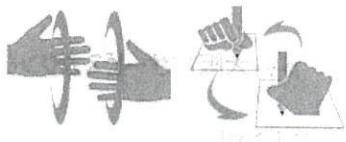
(関連機関) 大阪府警察本部、警察署交通課



手話マーク(左)・筆談マーク(右)

音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、「手話」や「筆談」で対応してほしい、または対応できるということを表すマークです。

(関連機関) 一般財団法人 全日本ろうあ連盟



ブルーカード・ニュース 第6号

～ブルーカードシステム(病状急変時対応システム)推進のために～

令和2(2020)年11月6日

＜登録医の先生へ＞ お知らせとお願ひです。宜しくお願ひします。

☆ブルーカードシステム連携病院の岡記念病院は、11月4日(水)より移転開院しました。

＜新病院名＞南河内おか病院 ＜新所在地＞〒586-0008 河内長野市木戸東町1番1号

＜代表番号＞0721-55-1221(変更なし)

※これに伴い、新しい「ブルーカード」、「緊急時連絡用メモ」、専用封筒(ブルーカード封入用)をお配りしておりますので、今後はこちらをお使い下さい。

◎個人情報保護のため、「ブルーカード」発行と同時に、本人・家族と「個人情報使用同意書」を取り交わしてください。正本は登録医の先生が保管し、副本(コピー)は本人・家族に渡して下さい。

◎「ブルーカード」の発行理由で、薬剤内容、CPR・延命治療希望の有無、「入退院を繰り返している」「救急搬送歴がある」「夜間の問合せがある」「独居で急変の可能性が高い」など記載充実をお願いします。

◎本人・家族に、救急の際、救命救急士・連絡窓口に、必ず「ブルーカード」を保持していることを告げるよう、強調して説明頂きますようお願いします。

※新型コロナウイルスにより、救急診療が一時停止されたときや専門医不在のときなどで、登録(連携)病院が対応できない場合は、他の病院に搬送される場合があります。

※「ブルーカード」は、本人・キーパーソン・主治医がわかる医療用の「パスポート」です。「医療情報提供書」や「事前表示書」(リビングウイル)ではありません。

※ブルーカードシステムにおけるクラウドシステム(MCS)への加入には、まず、登録医の先生方からの利用申込みが必要となっております。加入の場合、利用申込書と連携守秘誓約書のご提出をお願いします。

＜これまでの運用状況＞ (10月30日現在)

○「ブルーカード」発行:261件(再発行等含む)

○「ブルーカード」発動:70件(うち救急隊出動46件)

○「ブルーカード」発行時の患者平均年齢:85.8歳

○キーパーソン:娘・嫁(51%)、息子(23%)など

＜登録医＞(医師会員)

○「ブルーカード」を発行するのは、医師会員である「登録医」となります。

○現在登録医44名・登録医療機関37機関(うち「ブルーカード」を発行した登録医は29名)

＜連携病院＞ 横本病院、さくら会病院、沢田病院、大阪南医療センター、南河内おか病院、寺元記念病院

＜協力病院＞ 近畿大学病院、阪和いずみ病院、ベルランド総合病院、大阪はびきの医療センター、城山病院、藤本病院、田辺脳神経外科病院、老寿サナトリウム、滝谷病院、青山第二病院、てらもと医療リハビリ病院

◎総務省消防庁「令和元年版救急・救助の現況」の概要(全国)等

消防庁は、平成30年中の救急・救助業務の実施状況について公表しました。全国の「救急車救急出動件数」は約660万件(20年前の1.8倍)、「搬送人員」は約596万人で、いずれも過去最多となりました。なお、救急車は、4.8秒に1回の割合で出動していることになります。

◇搬送者のうちの高齢者割合:59.4% (約353万人) ←5.0%増(いずれも前年) <53.2%>

◇搬送者のうちの軽症者割合:58.8% (約290万人) ←4.5%増

◇救急車による現場到着時間(入電から現場到着):8.7分 ←0.1分増 <7.2分> 7.7分

◇病院収容所要時間(入電から医師引継ぎ迄):39.5分 ←0.2分増 <34.2分> 38.0分

※上記のうち、<>内は大阪市(令和元年)、□内は河内長野市(平成30年)の夫々の状況

※政府広報オンラインでは、「救急車が到着するまでに準備しておくもの」として、健康保険証、診察券、おくすり手帳(服薬中の薬)、お金、靴等が挙げられています。河内長野市では、「ブルーカード」も必須です。

◎「小児救援支援アプリ」(大阪府版):子どもの突然の病気やケガの緊急度の判断、病院情報(地図)の検索を、このアプリで行うことができます。アプリのダウンロードは「小児救急支援」で検索して下さい。

◇大阪府「おおさか精神科救急ダイヤル」:0570-01-5000

(平日17:00~翌9:00、土日祝・年末年始9:00~翌9:00)

◇災害用伝言ダイヤル:災害時、携帯電話がつながらない時は局番なしの171



☆ブルーカードシステム等パネル展示会 <於・河内長野市医師会地域連携室>

9月9日の「救急の日」を記念して、大阪府医師会「救急の日・

救急医療週間行事実施要綱」に基づき、ブルーカードシステムの資料、国等が発出している熱中症や新型コロナウイルスのポスター・チラシ等のパネル展示会を、9月10日(木)~30日(水)の平日に開催しました所、のべ77名の来場がありました。なお、来場者には、日本医師会のCABDカード等を配布しました。



内閣府「警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について」

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
		避難情報等		洪水に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令		氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水))※3		(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令		氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4	
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始		氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報		氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報					

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1)市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2)本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。